

調 査 票

綾部市営住宅設置及び管理条例第8条の住宅困窮基準に基づいた生活状況等を確認するため、次の質問にお答えください。

(この調査票の内容については、市営住宅の入居に関すること以外には使用しません。)

○生活支援等を受けるために相談機関等への相談をされていますか。

☐はい ☐いいえ

「はい」の方は記入をお願いします。

相談機関名：

担 当 者：

相 談 内 容：

(相談機関名)

例：社会福祉協議会、民生児童委員、ケアマネジャー、こども支援課、保健推進課、
障害者支援課、社会福祉課、人権推進課、高齢者支援課、教育委員会、学校・園等

≪同意欄≫

市営住宅入居申込の実態を把握するため、市職員が上記の内容を相談機関等へ聞き取りすることに同意しますか。

☐同意します ☐同意しません

○住宅困窮基準の(1)～(5)に当てはまらず、相談機関への相談もされていない場合は、市営住宅へ入居したい詳細な理由をお聞かせください。

氏名

《住宅困窮基準》

【抜粋】綾部市営住宅設置及び管理条例第8条

(入居者の選考)

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、綾部市営住宅入居者選考委員会の意見を聞いて、入居者を選考する。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者